

東日本大震災に係る平成30年3月以降の取扱いについて

- ① 原発事故に伴う警戒区域等の被災者等に係る一部負担金等の免除の期限（平成30年2月末まで）については、一部（※1）を除き、平成31年2月末まで免除を延長。

※1）原子力災害特別措置法第20条第2項に基づく指示による居住制限区域又は避難指示解除準備区域が設定され、平成29年2月18日から平成30年2月5日の間において当該設定が解除された地域（平成29年2月17日現在において平成29年3月末の指定の解除が決定された地域を除く。）の上位所得者（平成29年9月の標準報酬月額が53万円以上）は、平成30年2月末で免除措置を終了。

- ② 原発事故に伴う警戒区域等の被災者等に係る健診・保健指導の費用の還付の期限（平成30年3月までの受診分）については、平成31年3月末までの受診分に延長。

事項	免除・還付の対象期間						
	23/3/11	24/9/30	25/3/31	30/2/28	30/3/31	31/2/28	31/3/31
①医療機関・調剤薬局における一部負担金等の支払いの免除（療養費を除く。）	原発事故関係（一部、避難指示が解除された地域の上位所得者を除く。）						
	住居の全半壊等						
②健診・保健指導の費用の還付	原発事故関係						
	住居の全半壊等						